



シュローダー・インベストメント・マネジメントがデジタルガレージ＜4819＞株式の大量保有報告書を提出



東証1部のデジタルガレージ＜4819＞について、シュローダー・インベストメント・マネジメントが3月19日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「純投資。証券投資信託及び投資一任契約にかかる信託財産の運用のため」によるもの。

報告書によると、シュローダー・インベストメント・マネジメントのデジタルガレージ株式保有比率は、5.61%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年3月13日。